

令和2年度 決算が認定されました

去る6月14日にオークラ千葉ホテルで開催された第133回評議員会において、令和2年度の決算が認定されましたので、その概要をお知らせします。

なお、収支決算を行った結果、当期利益金が4,835,515円生じたので、積立金へ全額積み増しました。

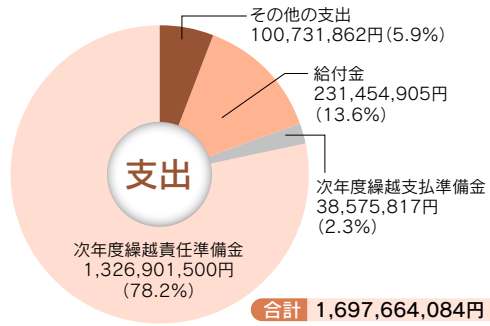
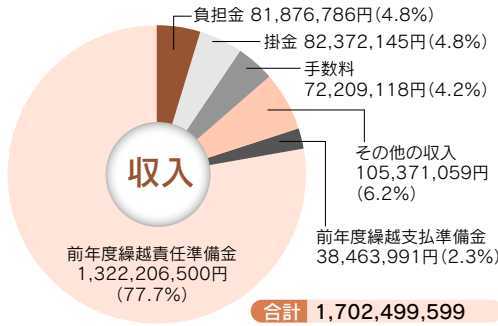
したがって、翌年度へ繰り越す積立金は、298,691,943円となりました。

● 会員数

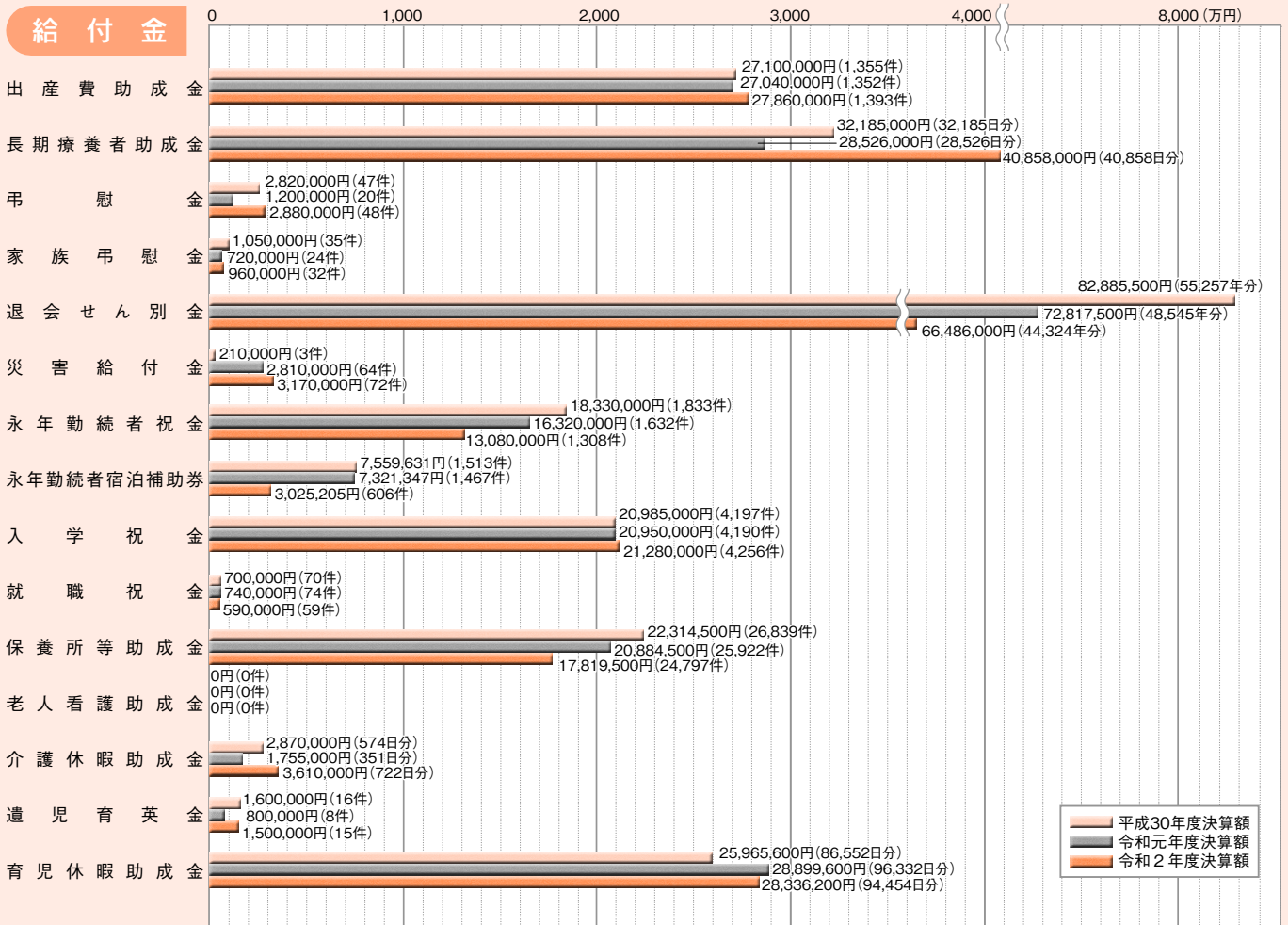
(単位:人)

種別	令和元年度	令和2年度	前年度との比較
市町村職員共済組合の組合員である会員	55,156	55,699	543
市町村職員共済組合の組合員以外の会員	679	655	△24
合計	55,835	56,354	519

収支の状況



給付金



～永年勤続者宿泊補助券の有効期限について～

勤続25年到達者を対象に互助会が発行する「永年勤続者宿泊補助券」は、発行日から3年を有効期限としておりますが、新型コロナウイルス感染拡大に係る影響を考慮し、次の補助券について有効期限を延長して取扱うこととしますので、お持ちの補助券のご確認をお願いいたします。

延長の対象となる補助券	延長後の有効期限
平成28年2月1日～平成31年3月31日までの発行日のもの	令和4年3月31日

※平成30年4月発行の補助券については、黒潮荘の改修工事に伴う有効期限延長の特例が適用され(より有利であるため)、令和4年4月が有効期限となります。
 ※上記以外の発行日の補助券については、原則どおり発行日から3年が有効期限です。

例) 発行日が令和3年8月26日の場合 → 令和6年8月25日まで有効